

社会保障と税の一体改革「子ども・子育て支援新制度がスタート」

■2015年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

「子ども・子育て支援新制度」って何？

民主党政権下の2012年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」*に基づいて進められる、すべての子ども・子育て家庭を社会全体で支援するための制度です。

「社会保障と税の一体改革」によって、消費税収の使われ方が、それまでの高齢者3経費（年金・医療・介護）から、**「少子化対策」も加わった社会保障4経費**となり、不十分だった子育て支援の財源確保が法的にもようやく整備されました。*「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「関係法律の整備等に関する法」をいう。

制度内容はどうやって決めるの？

■大都市では待機児童問題が深刻である一方、過疎地では子どもが減少して保育環境の維持が困難になるなど、地域により状況は様々です。従って、新制度では地域の実情を踏まえたものにする為に、実施主体は「**市町村**」となります。

■制度を運営する市町村は、まず子ども・子育て家庭のニーズを把握した上で、5年間の「事業計画」を策定し、それに基づき給付や事業を行います。

■計画策定にあたっては、努力義務ではあるものの、「**地方版子ども・子育て会議**」を設置し、当事者の意見を聴くことになっており、多くの地域で労働組合も参画しています。

【5ヵ年計画の策定】

子ども・子育て家庭の需要調査・把握（現在の利用状況・利用希望）

市町村子ども・子育て支援事業計画（規模の見込み・確保の方策）

労働組合も
協議に参画！

【計画的な整備】

【子ども・子育て支援新制度 給付・事業項目】

子ども・子育て支援給付

- 施設型給付（認定こども園、幼稚園、保育所）
- 地域型保育給付（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等）
- 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等
- 延長保育事業、病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ
- 妊婦健診

新制度でどう変わるの？（制度抜粋）

■保育所等の利用要件が「保育に欠ける」から「**保育の必要性**」となり、**育児休業、親族の介護・看護、求職活動中も利用可能**となります。

■教育・保育を一体的に行う「認定こども園」の普及や、小規模保育・家庭的保育などの地域型保育への支援が強化されます。

■「放課後児童クラブ」の質の向上と量的拡充が図られ、利用対象も**小学校6年生まで**に引き上げられます（現行3年生まで）。

■子育て家庭のニーズに合うよう、情報提供・相談・援助を行う「**利用者支援事業**」が新設されます。



内閣府「子ども・子育て新制度」キャラクター

●制度の整備・拡充がされる一方、**保育の地域間格差**や、保育料の上乗せ徴収（英会話教室・ダンス教室受講料等）による利用者の負担増などが懸念されます。

●「量と質」の両面から、地域の実情に合った制度となっているのか、生活者・納税者の立場からしっかりと注目していくことが必要です。

●そのためにも、**“地域”における政策・制度要求実現の取り組みがますます重要です。**

労働者の安全と健康確保の取り組みが一層充実されます

■2014年6月改正労働安全衛生法が公布されました。
各項目は、順次施行されます。

労働安全衛生法 主な改正項目

1. 化学物質のリスクアセスメントの実施

一定のリスクがある化学物質による危険性または有害性等の調査を義務づけ

2. ストレスチェックおよび面接指導の実施 ★

労働者のストレスチェックを事業者が義務づけ（50人未満の事業場は努力義務）

3. 受動喫煙防止措置の努力義務

事業者・事業場の実情に応じ適切な措置を講じる

4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

企業単位の改善計画を作成させ、改善を図らせる仕組み

施行日：1は2016年6月迄、2は2015年12月1日、3・4は2015年6月1日

★ストレスチェックおよび面接指導実施の義務化

・労働者に対し、医師・保健師・産業医等による心理的負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を年に1回、定期的に行うことが義務化されます（50人未満の事業場は努力義務）。

・事業者は、検査の実施者に検査結果を一定規模の集団ごとに集計させ、結果を分析させるよう努めなければなりません。
・また、必要があるときは、労働者の心理的負担軽減の為に適切な措置を講ずるよう努めなければなりません。

■また、第12次労働災害防止計画に基づき、安全衛生に関する優良企業を認定する新たな仕組みが、2015年6月から導入されます。

■安全・健康で働きやすい優良企業を評価・公表

メンタルヘルス対策や過重労働対策も含めた安全衛生に関する取り組みを進めている優良企業を評価・公表する制度が開始されます。（優良企業はシンボルマーク利用可）



安全衛生優良企業
シンボルマーク

- ・実施予定日：2015年6月
- ・認定基準：必須項目全ておよび評価項目8割以上を満たす等

必須項目① 過去3年の状況	・労働関係法令の重大な違反がない ・労災発生状況等が同業種平均に比べ低い ・法令違反を理由に国から企業名を公表されていない 等
必須項目② 現在の取り組み	・安全衛生に取り組む組織体制の整備 ・企業のトップも含む全社的な取り組み
評価項目 積極的な取り組み	・安全衛生活動推進のための取り組み ・健康保持増進対策 ・メンタルヘルス対策 ・過重労働防止対策 ・受動喫煙防止対策 ・安全対策

■実施に先立ち、厚生労働省ホームページなどで、企業の自己診断ツールなどが公表されます。認定企業は公表され、優遇措置なども検討されることとなっています。

労使でしっかり安全衛生の取り組みを推進しましょう！